

「令和8年台風第25号災害義援金」の受付について

- 1 名 称 「令和8年台風第25号災害義援金」
- 2 受付期間 (1) 日本赤十字社本社：令和8年10月5日（月）～令和9年3月31日（水）
(2) 日本赤十字社千葉県支部：令和8年10月5日（月）～令和9年3月31日（水）
(3) 日本赤十字社神奈川県支部：令和8年10月8日（木）～令和9年3月31日（水）
- 3 災害義援金受付口
 - (1) 本社
 - ア ゆうちょ銀行・郵便局
口座記号番号 00110-7-606005
口座加入者名 「日赤令和8年台風第25号災害義援金」
口座名義略称 「日赤 R8台風25号義援金」
※受領証の発行をご希望の場合は、通信欄に「受領証希望」とご記載下さい。
※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます。
(ATMによる通常払込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります)
 - イ メガバンク口座
・三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787565
・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105563
・みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0620863
※口座名義はいずれも「日本赤十字社」
※ご利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。
※受領証の発行をご希望の場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部で対応いたしますので、下記内容を以下までご連絡ください。
(住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名）TEL：03-4363-2056
 - (2) 日本赤十字社千葉県支部
 - ア 金融機関名 千葉銀行 本店営業部
口座番号 普通預金 4277950
口座名義「日本赤十字社千葉県支部 支部長 ^{くまがい}熊谷 ^{としひと}俊人」
※「令和8年8月千葉豪雨災害義援金」受付口座と同一のため、振込時は「義援金名称」を明記いただきたいこと。
※上記銀行の窓口からの振込手数料は無料扱いであること。
※上記以外のお銀行及びATMからの振込手数料は別途かかる場合がありますこと。
※受領証発行をご希望の場合は、その旨千葉県支部に下記内容をお伝えください。
(住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名、義援金名称)
〒260-8509 千葉県千葉市中央区千葉港5番7号
日本赤十字社千葉県支部 あて
TEL：043-241-7531 FAX：043-248-6812

(3) 日本赤十字社神奈川県支部

ア 金融機関名 横浜銀行 県庁支店

口座番号 普通預金 6100081

口座名義「日本赤十字社神奈川県支部 支部長 黒岩^{くろいわ} 祐治^{ゆうじ}」

※上記銀行の窓口からの振込手数料は無料扱いであること。

※上記以外のお銀行及びATMからの振込手数料は別途かかる場合があること。

※受領証発行をご希望の場合は、その旨神奈川県支部に下記内容をお伝えください。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7

日本赤十字社神奈川県支部 振興課 あて

TEL : 045-681-2268 FAX : 045-681-2136

4 税制上の取り扱い

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

(1) 日本赤十字社の対応については、ホームページに随時状況が掲載されます。

(2) 物品については、受付いたしません。

(3) 義援金は被災地都道府県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額が被災者に配分されます。